	国の基準	あきる野市
保育が必要 な理由	以下のいずれかの事由に該当すること ※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居親族等による保育が可能な場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能 ① 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。)、居宅内の労働(自営業、在宅勤務等を含む) ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動(起業準備を含む) ⑦ 就学(職業訓練校等での職業訓練含む) ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。 ② 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 ① その他	国基準どおり
認定区分	【保育標準時間(1日11時間までの利用)】 1週当たり30時間程度 【保育短時間(1日8時間までの利用)】 1月48~64時間の間で、市町村が定める時間	〇保育標準時間:1日11時間まで(就労時間の下限は、1週あたり30時間程度) 〇保育短時間:1日8時間まで(就労時間の下限は、1月あたり48時間)
優先利用等	・調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。 ・ 虐待やDV等、社会的養護が必要な場合は、措置制度を併せて活用 ・ 優先事項の例示については、以下のとおり (実施主体である市町村で、それぞれ検討・運用) ① ひとり親家庭(露婦福祉法による配慮) ② 生活保護世帯 ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおぞれがある場合など社会的養護が必要な場合(児童虐待防止法による配慮) ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑥ 小規模保育事業などの卒園児童	国の方針どおり